

令和 3 年度一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

1 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

2 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在許可を受けている者により適正処理が確保されているため、原則として新たな許可は行わない。